

中心市街地への定住を促進 住宅の新築・取得に利子補給

市は、中心市街地への定住を促進するため、次の①～④の条件をすべて満たした場合に、借入金の利子補給金（5年間で最大50万円）を交付する「まちなか住宅取得支援事業」を行っています。

- ▶対象者／①大垣市中心市街地の区域外に1年以上継続して居住し同区域内で、居住用住宅を新築または、新築の住宅・分譲型共同住宅（マンション）を取得し、その住宅に転入・転居した人 ※住宅1戸につき1人 ②市税等を完納し、①の住宅取得資金として金融機関などから100万円以上の融資を受け、交付申請時に借入金残高が100万円以上ある人
- ▶対象住宅／③戸建住宅、店舗等併用住宅（居住部分の面積が90%以上）、分譲マンション ④登記簿記載の居住部分の面積が50㎡以上で、台所、水洗便所、収納・洗面設備、浴室を有する住宅
- ▶交付期間／5年間 ※借入金残高が100万円未満になると終了
- ▶交付額／10万円または各年度の利子支払額のいずれか少ない額
- ▶申請期限／対象住宅を取得した日から1年
- ▶問合せ／住宅課（東庁舎2階、☎47-8184）へ



開運を願う 勇壮に川渡り

宝光院・節分会はだか祭



2月3日、「ひだりめ不動」の名で知られる宝光院（野口）で、厄よけ・開運を願う恒例の「節分会はだか祭」が行われました。

この日の気温は12℃。まだまだ肌寒いなか、下帯姿の裸男たち約100人が、身を清めるために近くを流れる杭瀬川へ。冷たい水面に足を踏み入れ、威勢のいい掛け声とともに渡り、みそぎを済ませました＝写真＝。

境内では豆打式なども行われ、裸男たちの開運にあやかりと多くの人たちでにぎわいました。



案内

図書館の臨時休館

上石津図書館と市立図書館は、蔵書点検のため、臨時休館します。



※臨時休館日／【上石津図書館】

2月26日(木)・27日(金)

【市立図書館】3月2日(月)～6日(金)

※問合せ／市立図書館（☎78-2622）へ

墨俣一夜城の臨時開館

墨俣一夜城(墨俣歴史資料館)は、2月21日から3月8日まで開催される「いき粋墨俣つりびな小町めぐり2015」にあわせ、臨時開館します。

※臨時開館日／2月23日(月)、3月2日(月)

※問合せ／同館（☎62-3322）へ

農業委員会委員の 選挙人名簿を縦覧

市選挙管理委員会は、市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。なお、縦覧希望者は事前に連絡してください。

※とき／2月23日(月)～3月9日(月) 午前8時30分～午後5時

※ところ／市選挙管理委員会事務局(市役所1階第1会議室)

※問合せ／同委員会事務局（☎47-8292）へ

広報の合冊本が完成

～2月23日(月)から販売～

市は、平成26年中に発行した「広報おおがき」などを製本した合冊本を、2月23日(月)から販売します。昨年の市政の動きを網羅した1冊となっています。

ぜひ、お買い求めください。

※価格／1冊350円

※ところ／秘書広報課広報グループ(市役所2階正面階段北)

※問合せ／同グループ（☎47-7376）へ

大垣駅周辺自転車駐車場 新規定期利用の予約受付 3月1日～

市は、大垣駅周辺自転車駐車場（駅西、駅東、駅北）の新規定期利用の予約受付を、3月1日から開始します。

まもなく春の異動シーズン。4月からの定期利用希望者は、お早めに申し込みください。

※申込／各駐車場で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、利用希望の駐車場へ ※申込は

	期間	自転車	原付など
一般	1か月	2,000円	3,600円
	3か月	5,700円	10,200円
	6か月	10,800円	19,400円
学生	1か月	1,500円	一般と同額
	3か月	4,200円	
	6か月	8,100円	

各駐車場ごとに先着順。料金は後日納付

※問合せ／駅西（☎73-1609）、駅東（☎73-1604）、駅北（☎73-1614）の各駐車場へ

前納・口座振替が 国民年金保険料は お得!!

国民年金保険料は、前納したり、口座振替で納付したりすると、支払方法に応じて保険料が割引されます。

口座振替に限り、より割引額の大い「2年前納」制度も昨年新設されました。なお、すでに口座振替を利用している人もこの制度を選択する場合は、改めて手続きが必要です。

申し込みは、年金手帳・預金通帳・金融機関届出印を持って、大垣年金事務所または各金融機関で行ってください。口座振替による前納の申込期限は2月末までとなっていますので、お早めに申し込みください。

詳しくは、大垣年金事務所（☎78-5166）へ。



4月から変わります！介護保険

～特養の新規入所を原則要介護3以上に変更～

介護保険制度は、3年ごとに見直しが行われています。その改正の年にあたる今年4月から、介護保険のサービス内容などが一部変更になります。

大きな変更点は、「特別養護老人ホーム（特養）の新規入所者が、原則要介護3以上

に変更」された点です。国は限られた施設のなかで、より介護の必要性の高い人が入所できるよう、特別養護老人ホームを在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として位置づけ、その機能の重点化に取り組んでいます。



このため、平成27年4月1日からは、特別養護老人ホームの入所は原則要介護3以上が対象となります。ただし、要介護1・2の人でも認知症などで在宅での介護が困難な場合など、やむを得ない事情があれば新規入所が認められる場合があります。

また、すでに入所している要介護1・2の人は、引き続き入所できる経過措置が設けられています。

詳しくは、高齢介護課（☎47-7409）へ。